

中堅・中小企業の経営者・人事担当の方へ

最大で**500万円**の
給付金制度あり！

REVICareer (レビキャリア) を活用した

地域企業経営人材マッチング促進事業 のご案内

地域企業経営人材マッチング促進事業とは、地域の中堅・中小企業の人材確保を進めるため、**REVICareer**を活用して、大企業※から地域の中堅・中小企業への**経営人材マッチング**を促進する事業です。企業の経営革新・生産性向上を図り、地域経済を活性化させることを目的としており、転籍の他、兼業・副業、在籍出向などの形態でご活用いただけます。

※大企業とは、資本金10億円以上または常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人をいいます。

事業の詳細は、「地域企業経営人材マッチング促進事業」の特設サイト (<https://revicareer.jp/>) をご覧ください。

特設サイトへはこちらから >>>



REVICareer

レビキャリア

REVICareerとは「大企業から地域の中堅・中小企業への新しい人の流れ」の創出を目的とする政策（地域企業経営人材マッチング促進事業）の一環で整備された、都市部大企業のビジネスパーソンの方の自発的なキャリアデザインとネクストキャリアを支援するプラットフォームです。

▶ イメージ図



⑧REVICareer登録人材を採用した企業に**給付金※**を支給する制度があります

※地域企業経営人材確保支援事業給付金

給付金を受給するには、給付要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。



地域企業経営人材確保支援事業給付金とは

地域の中堅・中小企業が、REVICareerに登録する人材を、給付要件を満たす条件で採用した場合には、**最大500万円**の給付金を受給できる制度です。

※給付対象企業は、資本金10億円未満かつ常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人に限ります。
いわゆる「みなし大企業」や国、地方公共団体の出資がある法人等は除きます。
詳細は、特設サイトの「給付対象企業・給付要件」（<https://www.revicareer.jp/doc/employ/target.pdf>）をご覧ください。

▶ 給付金制度の概要

	転籍型	兼業・副業型		在籍出向型
		(雇用契約型)	(請負契約型)	
大企業等との雇用関係等	大企業を退職	給付対象企業以外の企業と雇用契約を継続していること	要件なし	大企業と雇用契約を継続
年収要件	年収500万円以上	要件なし		要件なし
給付金額	雇用期間等又は2年間のいずれか短い期間に支払われる給与等の100分の30（上限500万円）	雇用期間等又は2年間のいずれか短い期間に支払われる給与等の100分の30（上限200万円）		出向期間又は2年間のいずれか短い期間に支払われる地域企業負担分の100分の30（上限200万円）
雇用等の契約期間	1年以上	3か月以上		3か月以上
給付金申請時期	雇用期間又は任期が開始した後	雇用期間又は任期が開始した後	契約が適正に履行されたことが検査又は確認され、報酬の金額が確定し支払われた後	雇用期間又は任期が開始した後

給付金を受給するには、給付要件を満たすことが必要です。
詳細は、特設サイトの「給付金について」（<https://revicareer.jp/employ/subsidy/>）をご覧ください。



地域企業経営人材確保支援事業給付金の詳細はこちらから ▶▶

▶ 給付金申請から実績報告までの流れ



給付金申請

REVICareer登録人材を給付金の給付要件を満たす雇用条件で採用した後は、以下の手順で給付金の申請手続きを行います。

- 1 申請企業は給付申請書^{※1}をダウンロードし、申請書作成と添付書類を準備
- 2 申請企業はREVICに給付申請書類を提出
- 3 REVICは書類審査を行い、給付金支給の可否を決定
- 4 指定口座に給付金を支払

申請書類（一部抜粋）

- ・給付申請書・誓約書・同意書・法人登記簿謄本・直近の確定申告書の写し
- ・雇用保険証（健康保険証）の写し・雇用契約書（委任契約書）の写し など

※1 給付申請書は、特設サイトからダウンロードください。

実績報告

給付金を受給後は、REVICに実績報告を行います。
報告書類は特定金融機関（REVICareer登録金融機関）を通じてご提出いただきます^{※2}。

- 1 申請企業は実績報告書^{※3}をダウンロードし、報告書作成と添付書類を準備
- 2 申請企業は特定金融機関に実績報告書類を提出
- 3 特定金融機関は実績報告書^{※3}を作成し、REVICに提出
- 4 申請企業は半年ごとに1~3の実績報告を実施^{※4}

報告書類（一部抜粋）

- ・実績報告書（企業用・特定金融機関用）
- ・給与等支払額を記載した賃金台帳（給与明細）の写し など

※2 申請企業と特定金融機関との間で、実績報告書を特定金融機関を通じてREVICに提出するための契約書を締結します。

※3 実績報告書（企業用・特定金融機関用）は、特設サイトからダウンロードください。

※4 最初の1年間は半年ごと、その後は最大1年分を1回。

本事業に関するご相談は、お取引のあるREVICareer登録金融機関にお願いします

REVICareer（レビキャリ）事務局

運営会社：株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）
E-mail：info-shugyo@revic.co.jp

本事業は、REVICが実施・運営する金融庁の補助事業です。

REVICareer登録金融機関

（2024年3月27日作成）